

## X. 内部質保証

## 1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、「立命館アジア太平洋大学における 08 年度以降の自己点検・評価体制について一学園の事業計画と連動した PDCA の推進に向けて一」(2008 年 4 月 8 日 大学運営会議)に沿って、全学組織である自己点検・評価委員会が全学の点検・評価を実施、また、自己点検・評価の妥当性を確認する観点から 2 年に 1 度、外部評価(大学評価委員会)を実施している。

08 年度に受審した大学基準協会による大学評価(認証評価)に関しては、その結果をウェブ上で公開するとともに、大学基準協会の指定様式である大学基礎データ、大学データ集については、毎年度データを収集し、ウェブ上で自主的に公開している。

また、本学の設置者、学校法人立命館では、毎年度、計画シート(事業計画)と点検シート(計画の進捗状況・報告)を各部・課から集約している。本学では、こうした事業計画や進捗報告のなかに、大学基準や点検・評価項目をあらかじめ組み込んで、日常的な業務遂行において、PDCA サイクルや内部質保証を意識するような仕組みを導入している。(資料 10-1)

学校法人立命館では「学校法人立命館情報公開規程」(2010.3.17)を制定しており、本法人が設置する学校を含めて、保有する情報の公開および開示に関し、「本法人の運営や教育研究等の諸事業の社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自立的な運営と教育研究の質向上に資することを目的」としている。

#### <自己点検・評価の実施と結果の公表>

本学では、前述のとおり、①学校法人立命館が集約している計画シートや点検シート作成にあたり大学基準や点検・評価項目を意識した取組を実施したほか、②大学基準協会の大学基準、点検・評価項目に沿って、点検・評価報告書(試行版)を 12 年度から作成している。

学校法人立命館情報公開規程第 4 条第 1 項第 5 号では、「(4) 評価に関する情報  
イ 大学の自己点検・評価報告書、ロ 大学基準協会が指定する情報項目による大学基礎データ等」を情報公開の対象としており、定期的実施した自己点検・評価結果は、本学ホームページにおいて上記のとおり公表している。

大学基準、点検・評価項目に沿って作成した本報告書(12 年度自己点検・評価報告書(試行版))についても、全体もしくは概要をウェブ上で公開する予定である。

#### <情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応>

学校法人立命館情報公開規程第 4 条第 1 項では、社会一般への情報公開内容を規定しており、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項の定める教育研究活動等の状況についての情報を網羅している。

情報開示については、「本規程に定める開示請求手続きに基づき、情報を示すこと」(学校法人立命館情報公開規程第 3 条第 2 号)と定義づけ、「開示請求者」「開示請求手続」「受付」

## X. 内部質保証

「開示等の決定」「開示等の検討」「不開示情報」「部分開示」「情報の存否」「第三者に対する意見書提出機会の付与」「開示方法」「開示時の立会い」「開示の決定にもとづき開示を受ける者の禁止行為」「開示決定の取消」「費用負担」「異議申立て」「審査会」の各々について定めをおいている。広く情報を公開する範囲と請求に基づき条件を満たす者にのみ開示する範囲を区別し、個人情報や機密情報等を不開示とする趣旨である。

### <在学生・父母への財政公開>

本学では2000年の開学時から、学生および父母をはじめとしたステークホルダーに対して、大学の情報を広く公開する取組「財政公開・大学公開」を行っている。本学ホームページ上で、「学生一人あたりの教育経費」「学費改定方式」「補助金受け入れの取組」などを紹介しつつ、各年度決算についての理解を促している。(資料 10-2)

## 情報公開

- 文部科学省の選定・支援実績
- APUの情報公開
- 立命館学園の情報公開
- 立命館学園の財務データ
- 立命館学園の事業計画・報告
- APUの財政公開・大学公開

### APUの財政公開・大学公開

「財政公開・大学公開」とは、APUの学生および父母をはじめ、開学以来APUの運営に多大なご支援とご協力を頂いているの方々に対して、大学の情報を広く公開する取組です。

WEB上でデータを公開しています。  
大学公開データ以下の通りです。

1. APU設立の経緯
2. APUの多文化環境
3. 2010年度の事業報告
4. 2010年度の収入・支出の状況
5. 補助金・学外研究資金の獲得状況
6. 学生1人あたりにかかる経費
7. これからのAPU

[【財政公開・大学公開データ 1～5】](#) (PDF)

[【財政公開・大学公開データ 6～7】](#) (PDF)

(出典: [http://www.apu.ac.jp/home/about/index.php?content\\_id=157](http://www.apu.ac.jp/home/about/index.php?content_id=157))

### (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学における主な内部質保証の取組

評価の内容	実施主体等	周期	内容	委員構成
自己点検・評価	自己点検・評価委員会	毎年	本学の教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備に関する自己点検・評価	副学長、学部長、部長
外部評価	大学評価委員会	2年に1度	本学が行う、自己点検・評価の客観性および妥当性に関する評価	学校法人立命館の役員および教職員ではない学外の有識者若干名の委員
第三者評価	大学基準協会による大学評価(認証評価)	7年に1度	大学基準による認証評価	-
AACSB ビジネス・アクレディ テーション	AACSB Accreditation (国際経営学部・経営管理研 究科)	5年に1度 (取得申請 中)	AACSBビジネス・スタンダードに基づいた評価	

### <内部質保証の方針と手続きの明確化>

本学では、「立命館アジア太平洋大学における2008年度以降の自己点検・評価体制について一学園の事業計画と連動したPDCAの推進に向けて―」(2008年4月8日 大学運営会

議)において、自己点検・評価および外部評価のあり方に関する整理を行うとともに、これら評価に関する方針を提示している。

#### <内部質保証を掌る組織の整備>

内部質保証を掌る組織は、「大学評議会」、「自己点検・評価委員会」、「大学評価委員会」となる。大学評議会は全学的な決定機関であり、本学の中長期的な方向感を示した「APU2020ビジョン」、「立命館アジア太平洋大学の基本計画」（「未来をつくる R2020 -立命館学園の基本計画-」の一部）、「第3期計画」も議決している。

「自己点検・評価委員会」では、「本学における教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備に関する組織について毎年度、自己点検・評価を実施する。」ことを規程で定めている。

本学では、外部評価のための組織として「立命館アジア太平洋大学 大学評価委員会」を設置している。学外の有識者若干名の委員をもって構成する本委員会は、本学が行う自己点検・評価の客観性および妥当性に関する評価を行い、学長は、諮問結果を受けて、学園および大学の諸計画に反映させることになっている。

大学評議会の事務局業務はアドミニストレーション・オフィスが担っており、自己点検・評価委員会および大学評価委員会の事務局業務は学長室が担っている。

#### <自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立>

本学の自己点検・評価委員会では、「自己点検・評価の結果を学長および立命館アジア太平洋大学 大学評価委員会に報告し、学長は、評価結果を受け、その内容を学園の諸計画に反映させる」ことになっている（立命館アジア太平洋大学自己点検評価委員会規程 第4条第1項、第2項）。

過去の大学評価委員会においても、自己点検・評価の結果を報告し、評価結果を受け、改善の取組を行ってきた。今後は、内部質保証システムを一層機能できるように、自己点検・評価結果の報告と大学評価委員会での評価を、大学基準協会の大学基準、点検・評価項目に沿った形態に移行する取組を進めている。

#### <構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底>

現行規程では、常設のコンプライアンス委員会の権限については、「学校法人立命館コンプライアンス委員会規程」第2条で次を定めている。

##### （コンプライアンス委員会の任務）

第2条 コンプライアンス委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校法人立命館およびその設置する学校におけるコンプライアンスの推進にかかる重要な方針およびその変更を理事長に提案すること
- (2) 学校法人立命館およびその設置する学校におけるコンプライアンスの推進のための啓発、研修を企画し実施すること
- (3) 学校法人立命館およびその設置する学校におけるコンプライアンスの推進方針に反する事例を処理し、再発防止策の策定を理事長に提案すること
- (4) 学校法人立命館通報処理規程第15条の2第2項に定める措置を理事長に勧告するこ

## X. 内部質保証

と

- (5) コンプライアンスの推進に関する取り組みの公表に関すること
- (6) その他、委員会がコンプライアンスの推進のために必要と認めた事項

ただし、現段階では第2条(2)については、十分な取組が本学ではなされていない。

個々の事案に関しては、第6条で調査委員会を設けることができるとし、その権限を以下に定めている。

(調査委員会)

第6条 コンプライアンスの推進方針に反する疑いのある事実が発見され調査が必要となった場合は、コンプライアンス委員会の下に調査委員会を設置することができる。

- 2 調査委員会の設置は、コンプライアンス委員会委員長の承諾を得て、法務コンプライアンス室長が行う。
- 3 法務コンプライアンス室長は、調査委員会を設置した場合、後に開催されるコンプライアンス委員会に報告しなければならない。
- 4 調査委員会の調査手続について必要な事項は、別に定める。
- 5 調査委員会が緊急を要すると認めるときは、理事長は当該組織または当該個人に対しコンプライアンスの推進方針に反する疑いのある行為を中止させ、その他必要な措置を講じなければならない。

コンプライアンス委員会の役割とは別に、「学校法人立命館コンプライアンス推進規程」の第8条で、法務コンプライアンス室長の職務権限を次のとおり定めている。

(法務コンプライアンス室長の職務権限)

第8条 法務コンプライアンス室長の職務権限は、次に掲げる事項とする。

- (1) 各組織におけるコンプライアンスの状況に関する情報を収集し把握すること
- (2) コンプライアンスに問題のある事件または学校法人立命館通報処理規程に定める通報について調査および処理の手続きを行うこと
- (3) 前号にかかる調査結果を必要に応じてコンプライアンス委員会に報告し、判断を求めること
- (4) コンプライアンス委員会がコンプライアンス上の問題を認めた行為につき該当する組織に対して改善を求めること
- (5) 前号に掲げた処理内容について、理事長に報告すること
- (6) 文書の法務検査を行い、必要な訂正を求めること
- (7) その他、コンプライアンスに反する行為の発生を未然に防止するために必要な措置を講じること
- (8) コンプライアンスに関する相談を受けること
- (9) その他理事長が特に命じる事項

なお、理事長の補佐体制という点では、業務監査室も法務コンプライアンス室も同様であるが、監査は執行結果を事後点検して問題把握する機能であり、法務コンプライアンス室は不適切な決定や執行がなされないよう予防する措置や、決定や執行が実行されるプロ

セスで不適切な状況が生じないよう対策を講じる点が主な違いである。

コンプライアンス委員会の役割も同様で、コンプライアンスの取組状況を監督し、また事件への対応状況を把握することによって、内部統制上の観点から問題点や是正事項を理事長に諮問する役割としている。

### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

本学では、全学の内部質保証の実現のために、前述のとおり、自己点検・評価委員会が中心的な役割を果たしてきた。自己点検・評価委員会は副学長、学部長、部長等の役職者を構成員としており、点検・評価の作業を通じて何らかの対応を行う必要が明らかになった場合、自己点検・評価委員会において該当の役職者に通知を行い、対応を促すことにしている。また、その対応を行う際、大学としての機関決定が必要な場合、大学評議会に上程を行うこととなる。

#### <組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実>

PDCA サイクルの実質化を進展させるため、本報告書結果の分析を活用して、組織的で検証可能な到達目標の設定、目標を達成するための行動目標（計画）の策定、各行動目標の責任部署の特定を進めていく。本報告書を出発点として、2015年度認証評価受審までのプロセスを、自己点検・評価活動の実質化・組織化につなげる。

また、国際経営学部および経営管理研究科では、AACSB 国際アクセディテーションのプロセス推進に関わり、教育、研究をはじめとした分野において、国際的な質保証、継続的な改善サイクルの推進に取り組んでいる。

教員個人については、「授業評価アンケート」を導入し、アンケートの実施とその結果に関する総括を既述の教員アセスメント制度の一部として組み込んでいる。また、教員アセスメント制度により、教員に対して教育分野、研究分野、社会貢献分野における自己アセスメントを促すとともに、上長である学部長やセンター長との面談の機会を設定し、教員のさまざまな分野での改善・向上を促している。研究活動に関しては、個人研究費・研究旅費の支給にあたり、「個人研究費 実績報告および研究計画書」の作成・提出を求めている。各教員が研究計画に沿って個人研究費を使っているか、教員に振り返りを促している。

職員個人については、「課長・事務長の自己評価」により職制として一年間の取組や果たしてきた役割について振り返り、職場のマネジメント力向上を目指しているほか、課員についても自己評価・自己申告書の提出を求めている。これらは、職員評価および人事異動を検討するにあたり、参考資料として用いている。

#### <教育研究活動のデータベース化の推進>

本学では、学生実態、教員実態、授業実態等を客観的データで把握できるよう、2012年度に「IR プロジェクト」を立ち上げた。学生実態把握に関しては、入試、教学、正課外活動、進路など学生に関するさまざまなデータを学生 ID によって紐付けし、分析を行う「エンrollment・マネジメント」を実現できるよう、データウェアハウスの開発を進めている。

本学では教員の研究活動については、本学独自の「研究者データベース」を構築・運用し、研究活動の成果を国内外に広く発信している。あわせて「研究者データベース」への

## X. 内部質保証

入力済みデータを、教員の同意のもとで独立行政法人科学技術振興機構（JST）および国立情報学研究所（NII）が主管・運営する「ReaD & Researchmap」にも提供することでさらに幅広い範囲への情報発信に努めてきている（資料 10-3）。また、「研究者データベース」への情報集積を推進するため、教員アセスメントでの評価活動や個人研究費の支給要件の充足のために、同データベースへ最新の研究活動データを個々の教員が随時入力するようなインセンティブが働く制度設計になっている（資料 10-4）（資料 10-5）。

### <学外者の意見の反映>

学長の諮問機関として大学評価委員会を設置している。大学評価委員会では、自己点検・評価結果の客観性および妥当性等に関する評価を行い、学長は、諮問結果を受けて、学園および大学の諸計画に反映させる旨、規定している。（立命館アジア太平洋大学 大学評価委員会規程第 1 条、第 2 条第 2 項、第 3 条第 1 項）。

今回の開催は 13 年度であり、本報告書（12 年度自己点検・評価報告書試行版）について外部評価が実施される予定である。

### <文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応>

#### （1）大学基準協会からの指摘事項

08 年度に（財）大学基準協会（当時）の大学評価を受けた際に指摘を受けた助言 9 項目、勧告 1 項目の「改善報告書」について、当該学部・研究科等による点検・評価および報告書の作成、ならびに自己点検・評価委員会での確認を経て、12 年 7 月 26 日付で協会に提出を行い、「検討結果」を 13 年 3 月 15 日付け文書で受けとった。大学基準協会では、本学の改善報告書の内容について、「助言・勧告を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる。」と評価する一方、「学位授与・課程修了の認定」に関しては、「修士論文にかかわる研究レポートの審査の透明性、客観性、厳格性の担保を図るための検討が行われている段階であり、今後の成果を期待したい。」と指摘している。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

#### <1> 国際的な質保証への取組の推進

国際経営学部、経営管理研究科が取り組んでいる AACSB 国際アクリディテーション・プロセスにおいては、主に教育・研究分野において、国際的な質保証を意識した内部質保証に取り組んでいる。

### ② 改善すべき事項

#### <1> 「基盤評価」、「達成度評価」への対応の遅れ

自己点検・評価活動については、「立命館アジア太平洋大学における 08 年度以降の自己点検・評価体制について一学園の事業計画と連動した PDCA の推進に向けて一」を方針として、○大学評価結果において「勧告」や「助言」を受けた事項についての点検・評価、○学校法人立命館に提出する計画シート（事業計画）と点検シート（計画の進捗状況・報告）をベースとした点検・評価、を実施してきた。

しかし、これまでの取組では、「基盤評価」、「達成度評価」といった視点が一部、欠けている。

### < 2 > 2008 年度大学評価結果における指摘事項への未対応

2008 年度大学評価結果における助言に関して、修士論文にかわる研究レポートの審査の透明性、客観性、厳格性の担保を図るための検討が行われている段階であり、まだ結論が出ていない。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

#### < 1 > 国際的な質保証への取組の推進

国際経営学部、経営管理研究科の取組をグッド・プラクティスとして、大学全体に広げていく。

### ② 改善すべき事項

#### < 1 > 「基盤評価」、「達成度評価」への対応の遅れ

自己点検・評価の実質化に向けて、12 年度自己点検・評価報告書（試行版）については、大学基準協会が定める大学基準や点検・評価項目に沿って作成している。また、今後についても、大学基準協会が定める大学基準や点検・評価項目に沿って点検・評価を行うよう、スケジュール・体制を 13 年度中に提起する。

#### < 2 > 2008 年度大学評価結果における指摘事項への未対応

修士論文にかわる研究レポートの審査の透明性、客観性、厳格性の担保を図るための検討については、14 年度大学院カリキュラム改革にあわせて実施し、必要な対策を講じることとする。

## 4. 根拠資料

- 10-1 「APU における 2013 年度 部・課の計画策定について」（2012 年 12 月 13 日 事務局会議）
- 10-2 [http://www.apu.ac.jp/home/about/index.php?content\\_id=157](http://www.apu.ac.jp/home/about/index.php?content_id=157)  
（最終アクセス 2012. 12. 21）
- 10-3 「ReaD & Researchmap へのデータ提供と更新について」（2012 年 4 月 25 日 教員懇談会）
- 10-4 「2012 年度教員アセスメント制度について」（2012 年 10 月 16 日 大学評議会）
- 10-5 「2013 年度個人研究費支給のための手続きについて」（2012 年 12 月 18 日 大学評議会）